



南富良野町

被災者生活支援情報

第1版
平成28年10月17日
総務課防災安全推進室
TEL 52-2112
FAX 52-2922

平成28年台風10号の被害に遭われました皆様の生活支援について、下記のとおりお知らせいたします。

なお、以下の生活支援の詳細については、南富良野町災害対策本部又は下記の担当課（関係機関）にお問い合わせ願います。

罹災証明書

「罹災証明書」は、住宅などの建物の災害による被害の程度を証明するものです。税金の減免、各種融資の申請、損害保険の支給請求などに必要となる場合があります。

同証明書の発行については、総務課防災安全推進室（0167-52-2112）において申請手続きを行っています。（無料）

被災証明書

「被災証明書」は、主に住宅以外の車や家財などの動産が災害などにより被害を受けた事実を証明するものです。損害保険の事務手続きなどに必要となる場合があります。

同証明書の発行については、総務課防災安全推進室（0167-52-2112）において申請手続きを行っています。（無料）

災害援護資金の貸付

災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

償還期限は、据置期間（3年）を含めて10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%となります。

詳しくは、保健福祉課社会福祉係（0167-52-2211）にお問い合わせ願います。

生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会では、被災された方々へ、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用の貸付（福祉資金）と緊急かつ一時的に生計が困難となった場合に必要な少額の費用の貸付（緊急小口資金）が行われています。

詳しくは、南富良野町社会福祉協議会（0167-39-7711）にお問い合わせ願います。

災害救助法に基づく「住宅の応急復旧」

災害のため、住家が半壊し、自らの資力では応急修理をすることができないと市町村が判定した方を対象に、日常生活に欠くことができない部分であって、緊急に応急修理が必要な個所について、被災者に代わり市町村が応急復旧する制度です。

1世帯あたりの限度額は57万6千円です。

詳しくは、総務課防災安全推進室（0167-52-2112）にお問い合わせ願います。

被災者生活再建支援法に基づく「生活再建支援金」

災害のため、住家が全壊、大規模半壊又は半壊でやむを得なく住家を解体した場合など、生活に著しい被害を受けた方に対し、その生活の再建を支援するため、基礎支援金と住宅の再建方法に応じ加算支援金が支給されます。

詳しくは、総務課防災安全推進室（0167-52-2112）にお問い合わせ願います。

基礎支援金	全壊	100万円（75万円）
	大規模半壊	50万円（37万5千円）
	半壊でやむを得ず解体	100万円（75万円）
加算支援金	建設・購入	200万円（150万円）
	修理	100万円（75万円）
	賃貸（公営住宅は除く）	50万円（37万5千円）

※（ ）内は、単身世帯の場合

マイホーム再建事業

住居が災害を受け、罹災証明書の交付を受けられる方で、自己の居住の用に供する住宅を新築、購入又は中古住宅を購入する方に対し助成金を交付します。

詳しくは、企画課企画振興係（0167-52-2115）にお問い合わせ願います。

- (1)新築・購入 事業費 - 保険金等 × 10% 助成限度額 100万円
- (2)中古住宅購入 事業費 - 保険金等 × 10% 助成限度額 30万円

被災住宅改修事業

住居が災害を受け、罹災証明書の交付を受けられる方で、自己の居住の用に供する住居をリフォームする方に対し助成金を交付します。

詳しくは、企画課企画振興係（0167-52-2115）にお問い合わせ願います。

- (1)床上浸水 事業費 - 保険金等 × 1/2 助成限度額 80万円
- (2)床下浸水 事業費 - 保険金等 × 1/2 助成限度額 50万円

被災住宅等解体撤去事業

個人の住居等が災害を受け、罹災証明書及び被災証明書の交付を受けられる方で、住居等の安全性の低下及び防災、防犯上の問題などから、当該住居等を解体撤去する方に対し助成金を交付します。

詳しくは、企画課企画振興係（0167-52-2115）にお問い合わせ願います。

- (1)住宅 5,000円/m² 助成限度額なし
- (2)住宅以外 3,000円/m² 助成限度額なし

住宅使用料等の減免（町営住宅・特定公共賃貸住宅・町有住宅）

公営住宅等の入居者で災害により床上、床下浸水の被害に遭われた世帯及び個人住宅で床上浸水により公営住宅等に入居した住宅の使用料等を減免いたします。減免期間は、9月分から12月分までの4か月分です。なお、減免の対象となる入居者の皆様には、減免通知書にてお知らせいたします。

詳しくは、建設課建築係（0167-52-2179）にお問い合わせ願います。

減免の割合

- | | |
|------------------|-------|
| (1)床上浸水の被害を受けた住宅 | 全額免除 |
| (2)床下浸水の被害を受けた住宅 | 50%減額 |

水道料・下水道料の減免

住宅及び事業所が床上、床下浸水の被害に遭われた世帯及び事業所の上下水道料金を減免いたします。減免期間は、一般住宅は10月分から1月分までの4か月分で、事業所は10月分から11月分の2か月です。なお、減免の対象となる世帯主及び事業主の皆様には、減免通知書にてお知らせいたします。

詳しくは、建設課上下水道係（0167-52-2179）にお問い合わせ願います。

減免の割合

一般住宅（水道料金及び下水道料金）

- | | |
|------------|-------|
| (1)床上浸水の被害 | 全額免除 |
| (2)床下浸水の被害 | 50%減額 |

事業所（水道料金及び下水道料金）

- | | |
|------------------|------|
| (1)床上浸水及び床下浸水の被害 | 全額免除 |
|------------------|------|

保育料の減免

保育所に入所している子のいる世帯が災害により被災した場合は、保育料を減免いたします。

減免期間は、10月から1月までの4か月分です。なお、対象となる保護者の皆様には、減免通知書により通知いたします。

詳しくは、保健福祉課すこやかこども室（0167-52-2211）にお問い合わせ願います。

減免の割合

- | | |
|-------------------|-------|
| (1)床上浸水の被害を受けた保護者 | 全額免除 |
| (2)床下浸水の被害を受けた保護者 | 50%減額 |

学校給食費の減免

南富良野小学校及び南富良野中学校で給食の提供を受けている児童及び生徒のいる世帯が災害により被災した場合は、給食費を減免いたします。

減免期間は、10月から1月までの4か月分です。なお、対象となる保護者の皆様には、減免通知書により通知いたします。

詳しくは、南富良野学校給食センター（0167-52-2672）にお問い合わせ願います。

減免の割合

- | | |
|-----------|------|
| 被害を受けた保護者 | 全額免除 |
|-----------|------|

介護保険料の減免

災害により被災され、納期内の納付が困難な場合には、保険料の納付を猶予する措置を受けられる場合があります。

詳しくは、保健福祉課介護医療係（0167-52-2211）にお問い合わせ願います。

預貯金通帳、印鑑を紛失された場合

金融機関、証券会社、生命保険会社及び損害保険会社等では、通帳及び保険証券や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払い戻しに応じています。

詳しくは、各金融期間（銀行、信用金庫、信用組合）及び保険会社等の窓口でご相談願います。

生命保険の契約内容について

災害により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせ願います。

生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル:0120-001-731

生命保険料の支払い猶予措置等

生命保険協会は、被災者の方々の生命保険料の支払い猶予期間を最長6か月間延長します。また、保険証券などの必要書類が無い場合でも保険金の支払いに応じています。

詳しくは、契約先の生命保険会社にお問い合わせ願います。

住宅ローンの返済

住宅ローンの返済について、借入先の同意の下、返済の免除や減免を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせ願います。

年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。

詳しくは、各年金事務所にお問い合わせ願います。

国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づき、災害時の保険料が免除されます。また、被災により厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

詳しくは、旭川年金事務所にお問い合わせ願います。

厚生年金：0166-72-5003

国民年金：0166-27-1611

住宅の建設、補修等の融資

災害により住宅に被害を受けられた方に対し、金利等を優遇した建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせ願います。

お客様コールセンター：0120-086-353（9時～17時 ※祝日を除く毎日対応）

不動産の権利証や会社・法人印鑑カード等を紛失された場合

災害により、権利証や会社・法人の印鑑カード等を紛失された場合につきまして、旭川地方法務局において相談、手続きを行っています。

詳しくは、旭川地方法務局（0166-38-1161）にお問い合わせ願います。

公共料金の減免措置等

電気料金等

北海道電力では、災害救助法適用市町村及びこれらに隣接する市町村で被災された方に対し、支払期日の延長、電気不使用月の電気料金の免除及び工事費負担金の免除等が行われます。

詳しくは、最寄りの北海道電力の支店・営業所にお問い合わせ願います。

NHK受信料

NHKでは、災害救助法の適用された区域内において、建物が半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、届出に基づき受信料が免除になります。

詳しくは、NHKナビダイヤル（0570-077-077）にお問い合わせ願います。

国税の特別措置

国税の特別措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。

災害によって住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

詳しくは、富良野税務署（0167-22-2144）にお問い合わせ願います。

道税の特別措置

災害により大きな被害を受けた方は、北海道税の減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の措置を受けられる場合があります。

詳しくは、最寄りの総合振興局又は道税事務所にお問い合わせ願います。

総合振興局等名	電話番号	所在地	税の種別	管轄区域
札幌道税事務所 自動車税部	011-746-1193	札幌市北区北 22 条 西 2 丁目	自動車税 自動車取得税	全道
札幌道税事務所 税務管理部	011-204-5083	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 2 階	法人事業税 法人道民税	全道
上川総合振興局	0166-46-5100	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号	個人事業税 不動産取得税 道たばこ税 軽油取引税 鉱区税 狩猟税 固定資産税	旭川市、富良野市、 鷹栖町、東神楽町、 当麻町、比布町、愛 別町、上川町、東川 町、美瑛町、上富良 野町、中富良野町、 南富良野町、占冠村、 幌加内町
十勝総合振興局	0155-27-8533	帯広市東 3 条南 3 丁 目		帯広市、音更町、士 幌町、上士幌町、鹿 追町、新得町、清水 町、芽室町、中札内 村、更別村、大樹町、 広尾町、幕別町、池 田町、豊頃町、本別 町、足寄町、陸別町、 浦幌町

自動車の被害を受けられたみなさまへ

自動車税・自動車取得税（道税）減免のお知らせ

平成28年台風10号により自動車の被害を受けられた方の中で、以下の事由に該当される方は、申請をすることにより、道税の自動車税および自動車取得税について減免される場合があります。

自動車税

◆減免の対象

自動車が災害（交通災害を除きます）により損害を受け、その修理費が自動車税額（年額）を超える場合に減免されます。

※「修理費」は、保険金などにより補填される金額を除きます。

※廃車の場合も、修理に係る見積金額が上記と同様であれば該当します。

◆減免される額

被災した自動車の自動車税額（年額）の2分の1の額を限度に軽減されます。

被災した自動車が、年度の途中で登録されるなどにより月割で課税されている場合も同額です。

◆減免の手続

自動車税減免申請書に記入・捺印の上、次の書類を添付して札幌道税事務所に申請します。

添付書類

- ・被災の事実などを証する書類の原本（被災証明書等）
- ・修理の見積書（保険会社が発行する自動車損害調査報告書等でも可）
- ・自動車の写真（あれば4面）
- ・保険金（車両保険等）で補填される場合—受領金額等が確認できる書類の写し（支払通知書等）
- ・保険金（車両保険等）で補填されない場合—補填されないことの確認できる書類の写し（任意保険証書等）

※書類が無い場合は、「車両保険なし、任意保険証書紛失 保険会社〇〇〇」等と記載

自動車取得税

◆減免の対象

自動車を取得した日から1か月以内に、その自動車が災害（交通災害を除きます）により被害を受け、修理をしても使用できない程度に損傷した場合に減免されます。

該当される場合は札幌道税事務所にお問い合わせください。

◆減免される額

被災した自動車（軽自動車を含みます）の自動車取得税の全額が免除されます。

※自動車税および自動車取得税の両方の申請がある場合は、1枚で申請してください。

被災され代替自動車を取得されたみなさまへ

自動車取得税（道税）減免のお知らせ

この度の台風・大雨により被災された自動車（被災自動車）を処分し、被災自動車に代わる自動車（代替自動車）を取得された場合、代替自動車に課税される自動車取得税が、申請により減免されます。

自動車取得税

◆減免の要件

- ・被災自動車の所有者（ローンなどで売主が所有権を留保しているときは使用者）であること
- ・被災自動車を解体するとともに、永久抹消登録又は自動車検査証返納届の手続きをしていること（この手続きが困難な場合は、解体手続きのみでも可）
- ・被災した日から6か月以内に、代替自動車を取得していること（自家用から営業用、又は営業用から自家用に変更が行われる場合は、代替性が認めがたいことから、減免の対象外）。

◆減免する額

- ・代替自動車にかかる自動車取得税の全額

◆申請に必要な書類

- ・減免申請書
- ・被災事実を証明できる書類
例) 市町村が発行する被災証明書 など
被災自動車の自動車税減免申請書を提出された方は、省略することができます。
- ・抹消登録等を行ったことが確認できる書類
例) 登録事項等証明書、検査記録事項等証明書 など
- ・解体したことが確認できる書類
例) 使用済自動車引取証明書 など

◆その他

- ・代替自動車がエコカー減税により非課税となる場合又は、自動車取得税の課税標準額（取得価格）が免税点（50万円）以下の場合、課税されないため、申請は必要ありません。

詳しくは札幌道税事務所自動車税部へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

札幌道税事務所 自動車税部

〒001-8588 札幌市北区北22条西2丁目1番30号 (TEL 011-746-1193)

町税の特別措置

災害により被災され、納期内の納付が困難な場合には、町税の納税を猶予する措置を受けられる場合があります。

詳しくは、総務課税務係（0167 - 52 - 2101）にお問い合わせ願います。

農林漁業災害復興の融資

被災された農林業者を対象とした「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」、「農林漁業セーフティネット資金（災害）」などの支援制度があります。

詳しくは、日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ願います。

本店農林水産事業本部：0120-926-478

札幌支店農林水産事業：011-251-1261

中小企業者を対象とした貸付制度・経営相談

被害を受けられた中小企業・小規模事業者を対象とした災害復旧貸付、返済猶予などの支援措置が実施されています。また、経営相談等にも応じています。

詳しくは、次の窓口にお問い合わせ願います。

台風10号等に係る災害に関する特別相談窓口

南富良野町商工会：0167-52-2605

奨学金の緊急採用、返還期限の猶予

日本学生支援機構では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還・償還期限の猶予の受け付けを行っています。

詳細については、日本学生支援機構（03-6743-6011）まで問合せ願います。

住民票、印鑑証明及び車庫証明の無料交付

被災された住民の方が、災害を起因とする各種手続きに使用する住民票、印鑑証明及び車庫証明については、無料で交付しています。手続きの際に申出願います。

関係機関連絡先

機 関 名	課	係	電話番号
南富良野町役場	総務課	総務係	0167-52-2112
		防災安全推進室	0167-52-2112
		税務係	0167-52-2101
		戸籍年金係	0167-52-2144
	企画課	企画振興係	0167-52-2115
		商工観光係	
	産業課	農政係	0167-52-2178
		林政係	
	建設課	土木係	0167-52-2179
		建築係	
		環境衛生係	
		上下水道係	
	保健福祉課	社会福祉係	0167-52-2211
		介護医療係	
保健指導係			
すこやかこども推進室			
南富良野町教育委員会	学校教育係	0167-52-2145	
	南富良野高等学校	0167-52-2022	
	学校給食センター	0167-52-2672	
南富良野町社会福祉協議会		0167-39-7711	
ふらの農業協同組合南富良野支所		0167-52-2005	
南富良野町森林組合		0167-52-2130	
南富良野町商工会		0167-52-2605	